

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年2月18日(2022.2.18)

【公開番号】特開2021-10303(P2021-10303A)

【公開日】令和3年2月4日(2021.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2021-005

【出願番号】特願2019-124722(P2019-124722)

【国際特許分類】

A 01 G 24/35(2018.01)

10

C 08 L 101/14(2006.01)

C 08 F 8/12(2006.01)

C 08 J 3/24(2006.01)

【F I】

A 01 G 24/35

C 08 L 101/14

C 08 F 8/12

C 08 J 3/24 Z C E P

C 08 J 3/24 C E X

C 08 J 3/24 C E Y

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月9日(2022.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

上記(i-1)において、アンモニウム基を有するモノマーとしては特に制限はないが、  
30 例えればジアリルジメチルアンモニウムクロライド、ビニルトリメチルアンモニウムクロライド、アリルトリメチルアンモニウムクロライド、p-ビニルベンジルトリメチルアンモニウムクロライド、3-(メタクリルアミド)プロピルトリメチルアンモニウムクロライドが挙げられる。また、上記アンモニウム基を有するモノマーの誘導体としては、該モノマーのアミン等が挙げられ、例えば、ジアリルメチルアミン、ビニルアミン、アリルアミン、p-ビニルベンジルジメチルアミンおよび3-(メタクリルアミド)プロピルジメチルアミン等が用いられる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

ビニルアルコール系重合体(A)の粘度平均重合度に特に制限はないが、製造容易性の観点から、好ましくは20000以下、より好ましくは10000以下、さらに好ましくは4000以下、特に好ましくは3000以下である。一方、ビニルアルコール系重合体(A)の力学特性および水への耐溶出性の観点からは、好ましくは100以上、より好ましくは200以上、さらに好ましくは400以上である。ビニルアルコール系重合体(A)の粘度平均重合度は、例えばJIS K 6726に準拠した方法により測定できる。ビニルアルコール系重合体(A)が後述のように架橋構造を有する場合、例えばビニルアル

50

コール系重合体（A）が架橋構造としてアセタール構造またはエステル構造を有する場合、粘度平均重合度の測定は、架橋構造を切断した後に行うことができる。前記切断は、一般的な方法（例えば、酸若しくはアルカリを用いた加水分解）により行うことができる。

10

20

30

40

50